

兆豊国際商業銀行在日支店普通預金規定

2017年7月19日改正/2017年10月2日日本店確認済

1. (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは口座開設店に限り取り扱います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額取証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、その取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合 には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）付利単位を1円として、毎年6月と12月の当行所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更

があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (盗難通帳による払戻し等)

盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し被害に遭われた個人のお客様には、当行店頭公表所定の要件を満たす場合、預金者は当行に対して当該払戻しにかかる損害額の補てんを請求することができます。但し、預金者の通帳、印鑑の管理状態等に当行所定の注意義務違反と認められる状況に該当する場合、補償を減額またはしない取扱いもあります。

10. (譲渡、質入れの禁止)

この預金及び通帳は、当行の承諾なしに譲渡、質入はできません。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者がこの預金を当行の承諾なしに譲渡・質入れした場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項が偽りである場合
 - ⑤ 正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当行の定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

13. (差引計算等)

(1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。

(2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

14. (預金保険)

当行における預金は、預金保険制度の対象ではありません。当行本店が破綻した場合は、当行での預金等の払戻が迅速に行われなことがあることがあります。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (準拠法、裁判管轄)

この預金規定の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。

(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。

(5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

18. (規定の改定)

この規定を改定する場合は、当行の窓口における改定内容を記載したポスターまたはチラシ、当行のホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

以上

修訂対照表(2017.10.02)

改訂後	改訂前
1. (取扱店の範囲) この預金の預入れまたは払戻しは口座開設店に限り取り扱います。	(追加)
3. (振込金の受入れ) (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 (以下削除)	2. (振込金の受入れ) (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 <u>ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行において判断されるときには、受入れをお断りする場合があります。</u>
(削除)	5. (預金の払戻し) (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。
8. (印鑑照合等) (削除)	7. (印鑑照合等) ... なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。
9. (盗難通帳による払戻し等) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し被害に遭われた個人のお客様には、 <u>当行店頭公表所定の要件を満たす場合、預金者は当行に対して当該払戻しにかかる損害額の補てんを請求することができます。但し、預金者の通帳、印鑑の管理状態等に当行所定の注意義務違反と認められる状況に該当する場合、補償を減額またはしない取扱いもあります。</u>	8. (盗難通帳による払戻し等) (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
削除	(2)-(7)
12. (解約等) (2) ④ <u>法令で定める本人確認等における確認事項が偽りである場合</u> ⑤ <u>正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</u> (4) <u>この預金が、当行の定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u>	11. (解約等) (2) ④、⑤追加 (4) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
13. (差引計算等) (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。 (2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。	(追加)